

入 札 説 明 書

県立日南病院が行う昇降設備保守点検業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、県立日南病院に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年10月10日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 昇降設備保守点検業務
- (2) 委託内容 昇降設備の保守点検
- (3) 委託場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- (4) 委託期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

3 業務の仕様書

別添「昇降設備保守点検業務仕様書及び処理要領」のとおり

4 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、質問書の提出により行うこと。口頭による質問は受け付けない。
 - ア 受付期間
令和5年10月10日から令和5年10月12日午後5時までとする。
 - イ 受付場所
入札公告にある「契約に関する事務を担当する部局等」と同じ。
 - ウ 提出方法
ファクシミリ又は電子メールで提出すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、県立日南病院ホームページに掲載するものとする。
 - ア 閲覧場所 県立日南病院ホームページ
 - イ 閲覧期間 令和5年10月16日まで

5 入札書の提出等

- (1) 入札書の日付
入札書提出期限（令和5年10月16日）以前の日（入札書作成日）を記入すること。
※開札日を記入しないこと。
- (2) 1回目の入札書は、代理人印でなく代表者印を押印し、密封の上提出すること。
- (3) 入札書（別紙様式1号）は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月17日開封《県立日南病院 昇降設備保守点検業務》の入札書在中」と朱書きし、送付により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。
- (4) 再度の入札において、代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式第2号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部

分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

6 開札

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

7 再度入札

再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号。以下「規程」という。）第81条の規定による。

(2) 契約保証金

契約保証金については、規程第82条の規定による。

9 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

10 落札候補者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内（予定価格以下かつ最低制限価格以上とする。）で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該価格で入札した者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

11 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別紙様式第3号）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。
 - ア 同種業務実績調書（別紙様式第4号）
 - イ 配置技術者の資格等調書（別紙様式第5号）

- (2) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (3) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (4) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

12 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書（別紙様式第6号）を送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がないとした場合（11の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別紙様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

13 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に14の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別紙様式第8号）により当該他の落札候補者に通知する。

14 次順位者の資格確認

- (1) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に12の(3)に規定する通知をした日から行う。
ただし、当該失格者から13の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は11の(4)に規定する期間を算定するに当たり除く。

15 その他

- (1) 11に規定する申請書等及び13に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。